

○奥州市兼業農家等機械導入支援事業

1 目的

物価高騰等の影響により農業機械の価格が上昇しており、特に兼業農家を主とした小規模の個人農業者は農業機械更新を機として離農する傾向が高く、またこれにより耕作放棄地の増加が懸念される。これらを抑制するため、農業経営体が農業機械を導入する際に要する経費に対して予算の範囲内で支援する。

2 事業期間

令和8年5月25日から令和9年1月31日

3 申請受付期間

令和8年7月31日まで

4 交付対象者

奥州市内に住所を有する農業経営体

※農業経営体とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上のもの。
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の事業を行うもの
 - ア 露地野菜作付面積 15 a
 - イ 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ウ 果樹栽培面積 10 a
 - エ 露地花き栽培面積 10 a
 - オ 施設花き栽培面積 250 m²
 - カ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - キ 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ク 豚飼養頭数 15 頭
 - ケ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - サ その他、調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 基幹農作業の受託を実施しているもの。

5 交付要件

次のいずれも満たすもの

- ・動力を有している農業機械及び動力を有している農業機械に接続し使用する機械の購入であること。（ただし、汎用性が高いもの及び付属品のみの購入は、本補助事業の対象外とする。）
- ・農作物の栽培または受託する農作業に使用する農業機械の購入であること。

- ・補助を受けようとする農業機械購入に関し、国、県及びその他団体等の補助を受けていないこと。
- ・購入に要する経費が1件あたり10万円以上（消費税及び特別地方消費税の額を除く。）の農業機械（中古品を可とする。）の購入であること。
- ・本事業で導入する農業機械の耐用年数の期間は農作物の栽培または農作業の受託を継続すること。
- ・申請時点で納期が到来している市税を滞納していないこと。

6 補助金の額

事業費総額の3分の1以内の額。ただし、50万円を上限とする。

7 その他

- ・購入する農業機械について、中古でも可とする。ただし、耐用年数が2年以上（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の機械等）であることとする。